

需給契約要綱

（低圧電力）

2025 年10月 1 日 実施
株式会社レクスポート

目 次

第 1 条	適用条件	3
第 2 条	契約要綱の変更	3
第 3 条	契約期間	4
第 4 条	供給電気方式, 供給電圧および周波数	4
第 5 条	契約電力	4
第 6 条	料金	5
第 7 条	その他	5
別 表		7

本 則

第 1 条 適用条件

1. この需給契約要綱(以下「本契約要綱」といいます。)は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。)にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に電気需給約款(低圧)(以下「需給約款」といいます。)とあわせて適用いたします。
 - (1) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
 - (2) 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
2. 本契約要綱は、次の地域に適用いたします。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

第 2 条 契約要綱の変更

1. 当社は、本契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給契約要綱によります。
 - (1) 託送供給等約款の変更または法令の制定もしくは改廃により、本契約要綱を変更する必要性が生じた場合
この場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ本契約要綱を変更いたします。
なお、本契約要綱を変更するまでの間、本契約要綱における託送供給等約款は、変更後の託送供給等約款といたします。
 - (2) 消費税法および地方消費税法の税率が変更された場合
この場合、当社は、変更された税率にもとづき本契約要綱を変更いたします。
 - (3) (1)および(2)以外の事由であって、社会情勢の変化または電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、本契約要綱を変更する必要性が生じた場合
2. 当社は、本契約要綱の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。この場合、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。
なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要につい

てのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

3. 当社は、本契約要綱の変更を行なう場合は、その内容について当社のウェブサイト上に掲載する方法または当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。

第3条 契約期間

契約期間は、需給約款第7条(需給契約の成立および契約期間)2によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の需給契約要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更することはできません。

第4条 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

第5条 契約電力

契約電力は、次のとおり定めます。

1. 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の(1)の係数を乗じてえた値の合計に(2)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は需給約款第14条(契約電流、契約電力および契約容量)に準じて算定し、(2)の係数を乗じないものといたします。

(1) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(2) (1)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

2. お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款第14条(契約電流、契約電力および契約容量)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

第6条 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)3によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2(燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、需給約款別表2(燃料費調整)3によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表2(燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、需給約款別表2(燃料費調整)3によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロワットにつき	1,260円95銭
---------------	-----------

2. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円37銭	13円95銭

3. 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けでないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

第7条 その他

1. 当社は、需給約款第21条(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。
2. その他の事項については、需給約款によるものといたします。

附 則

1. 実施期日

本契約要綱は, 2025 年 6 月 1 日から実施いたします。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

1. 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

1 月の該当料金 $\times$ $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$ といたします。

2. 需給約款第 20 条(料金の算定)1(3)に該当する場合は、1 の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

3. 1 に規定する日割計算後の第 1 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

4. 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の 1 および 2 の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間等の日数

- (a) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。
- (b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

(2) 暦日数

- (a) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。